

## 家畜飼養者の皆さまへ

家畜伝染病予防法の一部改正により家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することが義務付けられました。(令和2年7月1日施行)

1頭(羽)でも対象動物を飼養している場合、たとえ畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用等であっても選任義務があります。

### 対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、イノシシ、ニワトリ、あひる、うずら、きじ、だちょう、ホロホロ鳥、七面鳥

恩納村ホームページ及び農林水産課窓口にて記入票を取得し、記入のうえ8月7日(金)までに、郵送やFAX、農林水産課窓口に提出してください。

お問い合わせ：農林水産課 農林係 ☎966-1202

## ～農地利用状況調査の実施について～

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行っています。

**期 間** 8月1日～9月30日  
**調査対象** 村内全ての農地  
**調査員** 農地利用最適化推進委員  
農業委員、事務局

## 遊休農地は課税が強化されます！

### 遊休農地とは？(農地法第32条)

- ・1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。
- ・周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

### (1) 増税の対象となる遊休農地

- ・農業振興地域内にある農地
- ・遊休農地または遊休化のおそれがある農地
- ・利用状況調査で遊休農地と判断された農地
- ・利用意向調査で意思表示がない農地
- ・利用意向調査から6か月を経過しても、意向通り改善がされていない農地
- ・農業委員会から中間管理機構との協議勧告を受けた農地

※上記の項目に全て当てはまる農地については、増税の対象となります。

### (2) 課税強化

通常の農地評価額が1.8倍になる見込み。

### (3) 実施期間

毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、令和3年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

### 利用意向調査とは？

利用状況調査で遊休農地と判断された農地所有者に対し、利用意向を確認します。

### 農業振興地域とは？

恩納村農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のこと。

確認の  
お願い

### 農業委員会からの 通知の回答はお済みですか？

昨年度の利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、農業委員会から所有者に対し、令和元年11月30日付けで利用意向調査書を発送しています。

回答がまだの方は、お早めに回答をお願いします。

お問い合わせ：農業委員会

☎966-1204